時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

第三千四百八十二號　明治廿五年十月廿五日　火曜日
舊暦壬辰九月五日（庚、寅）
滿潮 午前五時五十八分 午後四時五十二分　月出 午前九時五十九分　月入 午後七時二十五分　干潮 午前七時三十七分 午後七時五十二分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スル者ノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

御用新聞

先頃政府の筋にて二三の御用新聞を合して一となし資力を充分にして大に氣焰を吐かしめんとする計畫あるよし風聞せしときに當り我輩は其計の非なる次第を陳じて若しも政府が充分の資力を一の新聞に注ぎ價廉にして新聞社會に競爭せしむるときは從來御用新聞の不評判に引換へて或は賣高の多きを見ることもある可しと雖も全國の新聞紙は商賣上の正當防禦として悉く筆鋒を其一新聞に向け一時に四方より攻撃す可きが故に之に應ずることも容易ならざるのみか反對の聲は全國に響應して政府の政略上に妨も少なからざる可し或は學識筆力共に兼備して四方の敵を引受て之を壓倒する程の記者あれば甚だ妙なれども若しも實際に斯る技倆ある人物ならんには蛟龍遂に池中の物に非ず永く政府に事へて御用を勤むるが如きは到底望む可らず要するに新聞利用策は今の政府の柄に合はぬ仕事なれば先づ以て思ひ止まる方、然る可しとの意味を述べたることあり爾來その計畫は如何に成行しや知らざれども近來御用新聞の論調を見るに甚だ低くして他と論爭するには、苟も士人たるもの〻口にす可らざる罵詈惡口を常として毫も怪しまざるもの〻如し今の社會に於ける政論の調子の高からざるは一般の弊なるが故に獨り御用新聞のみを咎む可きに非ざれども苟に政府の御用を以て任ずる以上は多少は謹む所もある可き筈なるに其擧動を見れば恰も物に饑えたる犬と一般にして動もすれば聲を放て人に噛付くの醜態なきに非ず夫れも何か其筋の爲めにする所のものなれば止むを得ざる次第なれども漫に他の說に喙を容れて邁まし〻他の反論に逢へば當に罵詈惡口を逞ふするのみならず時と場合とをも顧みず國交際の機略に關する事にまで論及して却て當局者の迷惑を來すが如きは御用の任を誤るものと云はざるを得ず畢竟その記者輩が年少事を解せず只管その事ふる所に盡さんとして漫に筆を弄すると又その新聞に緣故ある政府部內の才子輩が事の大體に通ぜずして指揮の法その宜しきを得ざるとよりして斯る不體裁を演ずるとならんと雖も政府の爲めに謀れば此種の新聞の爲に毫も利する所はなくして損する所大なるものあるが如し御用新聞の惡口雜言の如き議者に於ては唯一笑に付して止む可しと雖も世間一般の感情に於ては決して然るを得ず即ち其新聞紙の言ふ所は政府の意を代表するものと認むるが故に罵詈讒謗の言に至りては他人の口より出でたるものに比較して其感ずる所殊に深からざるを得ず如何となれば今の政府は社會に無限の權力を有して官尊民卑の風を免れざる其上に新聞の利器を利用して他を叱咤せしむるとありては如何に溫順の人と雖も感情を害せざるを得ざればなり或は其罵詈讒謗は素より不可なれども今の政論の社會に於ては一般の弊にして如何ともす可らずとの說もあらんなれども我輩は尙は其不利を唱へざるを得ず德川幕府の末路に當り時の政府は浪士輩の亂暴を制すること能はずして却て其尤に傚ひ新徵組と名づくる浪士の一隊を組織し浪士を以て浪士に當らしめ互に亂暴を逞ふしたるよりして益々政府の威望を損したるの事實は世人の今に記憶する所なる可し御用新聞にして果して政府の意を代表せしむるものならんには一般の弊習に傚ふて罵詈讒謗を事とするが如きは彼の新徵組の惡例を學ぶと同樣にして我輩の取らざる所なり故に今の政府の當局者に於て新聞を利用するが如きは到底無益の勢にして徒に煩累を來すのみなれば斷然關係を絕て政府の累を避くること策の最も得たるものならんと信ずる所なれども今日の政治上には御用新聞も一の機關にして容易に廢す可らずとならば責めては記者の人物を擇み又その監督の法をも改めて少しく論調を高め社會に重きを成さしむること肝要なる可し罵詈讒謗を事として徒に世人の感情を害するは政府の利に非ざればなり

官報

〇內務省令第六號
臨時橫濱築港局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス
本令ハ明治二十五年十月二十五日ヨリ施行ス
明治二十五年十月二十四日　內務大臣伯爵井上馨

〇內務省告示第四十一號
明治二十六年第一回醫術開業竝藥劑師試驗擧行ノ地及ヒ期日左ノ通相定ム
明治二十五年十月二十四日　內務大臣伯爵井上馨

醫術開業試驗
東京府下東京市　四月十日
京都府下京都市　五月十日
長崎縣下長崎市　四月二十日
藥劑師試驗
長崎市ニ於テハ當分試驗ヲ擧行セス
東京府下東京市　五月二十九日
大坂府下大坂市　六月一日

〇司法省告示第六十二號
松江地方裁判所管內濱田區裁判所岡崎出張所ヲ三隅出張所ト改稱ス
明治二十五年十月二十四日　司法大臣伯爵山縣有朋

〇遞信省告示第二百四十九號
伊國郵政廳ハ本邦ト地中海マルタ嶋トノ郵便爲替交換ヲ媒介スル旨通知アリタリ
明治二十五年十月二十四日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

〇遞信省告示第二百五十號
一乙種二等機關手免狀（第二百八號明治二十年三月十日登簿）
右者富山縣平民早川伊三郞所有ノ處汽船至德丸ヘ乘組中本年九月八日膽振國白老郡社臺村字ムリトエニ於テ本船難破ノ際免狀流失セシ旨屆出候條其所在見聞ノ者ハ速ニ管轄廳ヘ可屆出但該免狀ハ無效ニ屬ス
明治二十五年十月二十四日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

〇遞信省告示第二百五十一號
明治二十四年九月遞信省告示第百九十七號萬國電信條約書附屬細目規則中各國適宜規定事項乙號ノ內左ノ通追加改正ス
明治二十五年十月二十四日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

乙號第三私報ニ暗號ヲ用フルヲ許ス事ノ款中制限ヲ設ケテ私報ニ暗號ヲ用フルヲ許スノ項歐羅巴內諸國「伊太利」ノ部ニ左ノ但書ヲ追加ス
但マソワーハ除ク
乙號第四隱語又ハ數字語ヲ禁スル事ノ款中歐羅巴內諸國ノ項「伊太利」ノ部ニ左ノ但書ヲ追加ス
但マソワーハ隱語及數字語ヲ禁セス然レトモ植民地政廳ニ於テ之ヲ檢査スルノ權ヲ有ス
乙號第八至急電報ノ款中私立電信會社ノ項左ノ通改正ス
各電信會社ハ其電線ヲ架設セル國ニ於テ至急電報ヲ許ストキハ會社モ亦之ヲ許ス

〇遞信省告示第二百五十二號
本月三十一日限リ左ノ郵便局ヲ廢ス
明治二十五年十月二十四日　遞信大臣伯爵黑田淸隆
肥前國神崎郡境原郵便局
肥前國杵嶋郡[illegible]吉郵便局
肥前國南松浦郡[illegible]ノ浦郵便局

〇遞信省告示第二百五十三號
來ル十一月一日ヨリ豐前國下毛郡植野郵便局ヲ同國同郡櫻洲村大字今津ニ移シ今津郵便局ト改稱ス
明治二十五年十月二十四日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

雜報

〇日々新聞　が遂に他人の口眞似するに至れり議論も是れで終りなる可し

〇山陽鐵道會社株主總會の決議　前號の電報に記載せし如く山陽鐵道會社株主總會は豫定の通り去る二十二日午前十一時大坂平野町堺卯樓に開會せり出席株主は二百十六名此權利個數八千五百四十八にして一同着席の上松本社長より臨時株主會議案即ち社債募集及償還方法を協議したるに二三の質問ありし迄にて原案に可決し次に定式會に移り當季間營業上收支決算は朗讀を省き直ちに協議したるに是亦雜收入水害線路復舊工事等に關し一二の質議あり又松本社長より本社定款に依れば償却積立金の二途にて凡そ六千圓內外を積置く筈なれども當季の如き水害工費のみ一萬千六百圓の巨額に達し尙今後七千圓許も消却せざるを得ず依て今回は純益中より之を支辨する其代りに前者二途の積置金を省く事になしたりと述べ夫より純益金配當案を報告し黑谷五兵衛氏の發議にて前季總會の節も役員賞與の建議を提出したるも不幸にして否決せられたるも當季の如きは尤も多忙にして役員何れも晝夜を分たず非常に勉勵せし事あり故に後半季に繰越すべき千七百餘圓の中より一千圓丈け重役を除き賞與せん事を望むと述べしに滿場贊成にて修正說に決し次に社長より報告する事ありとて曩に遞信省に請願せ…
六日附を以て同大臣より聞屆け…
兵庫株式倉庫會社と約束して荷…
むる爲め今の新川支線より何は…
會社內迄敷設せんとす其收益は…
相當する見込みにして工費六十…
しとて贊成を求めたるに一同異…
一任する事に決定し並に定式總…
り乘車賃錢低減の建議を爲した…
の建議は幸ひ之を採用せられ其…
外の好果を得たるは畢竟今の運…
ものと思料せば今後迚も時々之…
即ち來月一日より天長節を挾み…
す又之と同時に上中等客の運賃…
乘客を見るに兵庫須磨明石の三…
旅客中一日平均中等は下等六十…
下等千三百七十六人に對し三人…
からす之れに依り之を見れば今…
たる事は明瞭の實事なり故に先…
倍即ち現在中等運賃に中等賃錢…
せん事を望む聞く如んば大坂錢…
り云々と述べ社長は之に答へ本…
節已に夫々協議決定する處なれ…
名義なきに苦み居る次第にして…
共に克く取調たる上實行試驗す…
て本案は別に決議を要せず閉會…
前なりし純益金并に配當は左の…
一金拾壹萬八千七百七拾圓四錢…
內譯
金拾壹萬七千圓　但一株に付金四拾五錢即ち…
金千圓
金七百七拾圓四錢八厘
但當季非常洪水の爲め被害…
壹萬千六百餘圓の巨額を消…
限り積立金及創業費償却を…

〇社債募集并に償還の方法　山…
議決したる社債募集并に償還…
一　本會社鐵道三原驛以西廣嶋…
充つるため其豫算金二百萬…
二　社債の利子を以て債券を發行…
三　社債の元金は明治三十一年…
內株金を募集し便宜抽籤を…
四　社債募集の方法は新聞紙を…
之を募集せんとす
應募額需要高に超過すると…
のより順次債券を交付し需…
む其價格同じきものは申込…
五　此社債の募集期限需要高償…
償還方法等は常議員會に於…
說明　本會社鐵道既成線…
以西安藝國廣嶋まで凡そ…
事に着手し一時借入金を…
の計畫は本年八月十八日…
實施しつ〻あり然るに該…
らざるのみならず往々金…
ることを恐る故に豫考の通…
社債を募集し長期償還の…
徐々之を整理するの事ろ…
此社債券發行方法は槪ね…
倣ふものとす

〇水產報告員の設置　農商務省…
道を除く）を五海區に分ち水產…
なるが尙、又今後本調査に着手…
に於ける各沿岸要所に水產報告…
棋樑、魚類の集散等重要の件を…
しめ以て調査材料と爲す由にて…
たる報告員の人數は左の如し